

諫早圏域二級水系流域治水協議会 規約

(設置)

第1条 「諫早圏域二級水系流域治水協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和2年7月豪雨をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、諫早圏域における二級水系流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の対象流域)

第3条 協議会は、諫早市における別表1の二級水系の流域を対象とする。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。

2 事務局は、前項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第5条 協議会に幹事会を置くものとし、別表3の職にある者をもって構成する。

2 事務局は、前項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表3の職にある者以外の者の参加を幹事会に求めることができる。

(幹事会の目的)

第6条 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

(協議会の実施事項)

第7条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 諫早圏域における二級水系流域で行う流域治水の全体像を共有・検討
- (2) 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表
- (3) 「流域治水プロジェクト」に基づく対策の実施状況のフォローアップ
- (4) その他、流域治水に関して必要な事項

(会議の公開)

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

3 前各項に定める資料の公表をもって、協議会の公開とみなす。ただし、協議会の事前の了解を得たうえで協議会を公開形式で開催することもできるものとする。

4 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(事務局)

第10条 事務局は、長崎県土木部河川課に置く。

(附則)

本規約は、令和4年10月31日から施行する。

別表 1

諫早圏域 二級水系

番 号	水 系 名
1	久山川水系
2	西大川水系
3	東大川水系
4	有喜川水系
5	田結川水系
6	江ノ浦川水系
7	長里川水系
8	小深井川水系
9	船津川水系
1 0	今里川水系
1 1	唐比川水系
1 2	喜々津川水系
1 3	伊木力川水系

別表 2

諫早圏域 二級水系流域治水協議会 名簿

機 関 名	役 職 名
諫早市	市長
気象庁 長崎地方气象台	次長
林野庁 長崎森林管理署	署長
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 佐賀水源林整備事務所	所長
長崎県	危機管理監 土木部長 県央振興局長

別表 3

諫早圏域 二級水系流域治水協議会 幹事会 名簿

機 関 名	役 職 名
諫早市	総務部 危機管理課長 建設部 河川課長 都市政策課長 開発支援課長 農林水産部 農地保全課長 林務水産課長
気象庁 長崎地方气象台	水害対策気象官
林野庁 長崎森林管理署	次長
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 佐賀水源林整備事務所	造林係長
長崎県	危機管理監 危機管理課 課長補佐 土木部 河川課 課長補佐 砂防課 課長補佐 都市政策課 課長補佐 住宅課 課長補佐 建築課 課長補佐 農林部 農村整備課 参事 森林整備室 参事 県民生活環境部 水環境対策課 課長補佐 県央振興局 農林部 土地改良課長 森林土木課長 建設部 河港課長